

訪問看護重要事項説明書

1. 事業者の概要

名称	一般社団法人はる訪問看護ステーション
所在地	神奈川県横浜市保土ヶ谷区天王町 1-23-16 カーサ小山 202 号室
電話番号	0 4 5 - 3 3 1 - 8 8 8 9
代表者名	代表理事 三島 大地
法人の沿革・特色	平成 1 8 年 4 月 1 2 日有限会社はる訪問看護ステーションを設立。平成 2 3 年 4 月 1 日法人格を一般社団法人に変更。小児中心の訪問看護、障害児通所支援事業、相談支援事業、居宅介護事業を行っている。
法人が所有する営業所の種類・数	訪問看護ステーション：(2 箇所) はる訪問看護ステーション・はる訪問看護ステーション戸塚サテライト 障害児通所支援事業所：(2 箇所) はるの家・訪問型はるの家 指定相談支援事業所：(1 箇所) はる相談支援事業所 居宅介護事業所：(1 箇所) はる居宅介護事業所

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定訪問看護事業者
事業の目的	地域で暮らす障がい児者の居宅へ看護師等を派遣し、地域生活を円滑に楽しく行うことができるように支援することを目的に事業を実施する。
事業所の名称	はる訪問看護ステーション
事業所の所在地	神奈川県横浜市保土ヶ谷区天王町 1-23-16 カーサ小山 202 号室
ステーションコード	069,010.7 (平成 23 年 6 月 1 日指定)
電話番号	0 4 5 - 3 3 1 - 8 8 8 9
管理者名	國藤 悟子
事業所の運営方針について	1. 利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、主治医から発行された指示書を元に、療養上の世話・診療の補助・リハビリテーション・家族支援に関すること等を行う。 2. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。 3. 地域との結びつきを大切にし、横浜市、区及び保健医療機関、他の訪問看護事業者等との連携に努める。
開設年月日	平成 23 年 6 月 1 日

3. 事業実施地域

はる訪問看護ステーション	横浜市保土ヶ谷区、横浜市南区を基準とし、周辺区については相談に応じる。
はる訪問看護ステーション 戸塚サテライト	横浜市戸塚区、横浜市栄区、横浜市泉区を基準とし、周辺区については相談に応じる。

4. 営業日

営業日	月曜日～金曜日（ただし、国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月4日）を除く）
営業時間帯	9時～17時の間 *左記時間帯以外もご相談に応じます。
夜間・休日等の 急変時	対応が可能です。詳細については契約時にご相談ください。

5. 職員の体制

職種	常勤	非常勤
1. 管理者	1名	
2. 看護師	6名	4名
3. 理学療法士	2名	
4. 作業療法士	1名	1名

当事業所では、利用者に対して訪問看護を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。（※上記については変更もあります。）

6. 提供するサービス内容（契約書第3条参照）

（1）サービス内容

- ① 「訪問看護」は、利用者の居宅（自宅）において看護師・その他省令で定める者が行う以下のサービスです。
 - ・療養上の世話：食事・栄養（経管栄養）、清潔（清拭、洗髪、入浴等）、排泄（導尿、人工肛門）等の指導、管理、援助等
 - ・診療の補助：呼吸、脈拍、体温、血圧などの観察、測定や管理。カテーテル、カニューレ、酸素療法、人工呼吸器等の医療処置、褥瘡の処置など
 - ・リハビリテーション：体位交換、手足の運動、よい姿勢の保持、各種リハビリなど
 - ・家族支援に関すること：家族への療養上の指導、相談、家族の健康管理など
- ② サービスの提供にあたっては、主治医の指示に基づき、「訪問看護計画書」にそって計画的に提供します。

(2) 訪問について

- ① 主治医より指示書が届いた時点で初回訪問の日時を設定します。
- ② 初回訪問時、サービス内容の説明と内容についての契約を交わします。
- ③ 初回訪問時、お子さんの状態や医療ケアの状態などを確認し、ご家族の希望を踏まえ、訪問の回数・時間等を決定します。
- ④ 利用者の健康状態やケアの内容について主治医には、訪問看護報告書を、横浜市には情報提供等の形で、情報提供をする場合がありますので、ご承知おきください。

(3) サービス提供について

- ① サービス提供時に、担当の職員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の職員が交替してサービスを提供する場合があります。職員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。
- ② 利用者から特定の職員を指名することはできませんが、職員についてお気づきの点やご要望がありましたら、管理者にご遠慮なく相談ください。
- ③ サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。

(4) サービス内容の中止・変更・追加（契約書第4条参照）

- ① 利用予定日の前に、利用者の都合により、定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはできる限り早く連絡してください。
- ② 担当職員が訪問できない場合にも、できる限りほかの職員を派遣します。

(5) 保険証の確認

「住所」及び「保険証」、「医療証」、「身体障害者手帳」などの記載内容の変更があった場合は速やかに職員にお知らせください。また、担当職員や管理者が各種手帳の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

7. 利用料金及び支払方法（契約書第5条参照）

(1) 利用料

診療内容	算定回数等	診療点数
訪問看護管理療養費（月の初日の訪問） ＊機能強化型訪問看護管理療養費2	1回	1,0460円
訪問看護管理療養費（2日目以降の訪問） ＊単一建物居住者利用者が20人未満	1日につき	3,010円
訪問看護基本療養費Ⅰ （同一建物以外居住者以外に対する訪問）	看護師等 週3日まで 週4日目以降 理学療法士等	5,550円 6,550円 5,550円
訪問看護基本療養費Ⅲ （外泊中の入院患者に対する訪問）	入院中1回に限り	8,500円

緊急訪問看護加算 (緊急の求めに応じて、計画外の訪問を行った場合)	月 1 4 日目まで 月 1 5 日目以降	2, 6 5 0 円 2, 0 0 0 円
長時間訪問看護加算 (9 0 分を超えた場合)	週 1 回まで 厚生労働省が定める状態の場合 は週 3 日まで	5, 2 0 0 円
乳幼児加算 (6 歳未満の利用者に対しての訪問)	1 日につき 厚生労働省が定める状態の者	1, 4 0 0 円 1, 8 0 0 円
複数名訪問看護加算 (同時に複数での訪問をした場合)	週 1 回につき 週 3 回まで	4, 5 0 0 円 3, 0 0 0 円
夜間・早朝訪問看護加算 (1 8 時～ 2 2 時・ 6 時～ 8 時)	1 日につき	2, 1 0 0 円
深夜訪問看護加算 (2 2 時～ 6 時)	1 日につき	4, 2 0 0 円
難病等複数回訪問看護加算 (同一日に複数の訪問を行った場合)	1 日に 2 回 1 日に 3 回	4, 5 0 0 円 8, 0 0 0 円
2 4 時間対応体制加算	月 1 回に限り	6, 8 0 0 円
特別管理加算Ⅰ	月 1 回に限り	5, 0 0 0 円
特別管理加算Ⅱ	月 1 回に限り	2, 5 0 0 円
退院時共同指導加算	月 1 回に限り	8, 0 0 0 円
退院支援指導加算		6, 0 0 0 円
在宅患者連携指導加算	月 1 回に限り	3, 0 0 0 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月 2 回に限り	2, 0 0 0 円
訪問看護情報提供療養費	月 1 回に限り	1, 5 0 0 円
訪問看護ターミナルケア療養費	在宅で亡くなった方のターミナルケアを行った場合	2 5, 0 0 0 円
訪問看護医療 D X 情報活用加算	月 1 回に限り	5 0 円
訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ	月 1 回に限り	1, 8 3 0 円
訪問看護医療情報連携加算	月 1 回に限り	1, 0 0 0 円
訪問看護物価対応料	月の初日 2 日目以降	6 0 円 2 0 円

重度障害者医療費助成事業をお持ちの方は自己負担額が免除になります。

乳児医療の医療証、小児慢性特定疾患医療の場合は、自己負担額が生じる場合があります。

(2) その他の利用料

通常の営業日以外に利用者からの希望により訪問を実施した場合には、次の訪問料 (税込) を徴収します。

営業日以外の訪問看護 1 回につき	4, 0 0 0 円
死後の処置	1 2, 0 0 0 円

(3) キャンセル料

利用者の都合により、利用予定日の前日または当日に訪問をキャンセルされた場合には次のキャンセル料（税込）をお支払いいただきます。

- ① 訪問予定日の前日：当該利用者に係る訪問看護基本療養費の8割の額
- ② 訪問予定日の当日：当該利用者に係る訪問看護基本療養費と同額

ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

お支払いは年4期払いとし、3か月ごとの精算となります。

毎期、27日前後に指定の銀行口座より自動引き落としとなります。

引き落としの確認後、3か月分の領収証を発行いたします。

8. サービス提供の記録について（契約書第6条参照）

- (1) 本事業所では、実施日時及び実施したサービス内容などを記録します。訪問看護計画は、契約終了後2年間（サービス提供の記録は5年間）保存します。
- (2) 本事業所では、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）

9. 契約終了について（契約書第12条参照）

利用者又はご家族が故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス従事者の生命・身体・財産・信用を傷つける行為を行った場合、または本契約を継続しがたいほどの背信行為（サービス従事者に対する暴力・暴言・ハラスメントなどの行為）を行った場合には、文書通知をもって本契約を解除することができます。

10. 緊急時の対応（契約書第13条参照）

- (1) 訪問中に利用者が急変した場合
 - ① 直ちに主治医に連絡を取り、指示を仰ぎ、必要な処置等を行います。
 - ② 主治医に連絡が取れない場合には指示書に基づき不在時の対処し、必要時救急搬送等の対処をします。
- (2) 状態の悪化と急変の可能性が予測される場合
 - ① 認知しだい主治医に報告し、急変時の指示を仰ぎます。
 - ② 家族に急変の可能性あることを説明し、急変時の対応の方法を指導します。
- (3) 訪問時以外に利用者が急変した場合
 - ① 担当の看護師や事業所管理者らが電話連絡・訪問等によって対応いたします。
- (4) 指定訪問看護の提供により、事故が発生した場合
 - ① 速やかに関係行政機関・ご家族等に連絡を行い、必要な措置を講じます。

1 1. 損害賠償保険への加入（契約書第 1 4 条参照）

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	一般社団法人全国訪問看護事業協会
保 険 名	訪問看護事業者賠償責任保険
補償の概要	傷害事故及び賠償事故に関わる活動従事者及びサービス利用者に対する補償、個人情報漏えいプロテクター賠償。

1 2. 苦情等の受付について（契約書第 1 5 条参照）

（1）当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示請求は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情解決責任者 <窓口> 管理者 國藤 悟子

受付時間 毎週月曜日～金曜日 9：00～17：00

（2）行政機関の苦情受付機関

関東信越厚生局神奈川事務所 指導課

横浜市中区尾上町1-6 V O R T横浜関内Ⅱ 6 階

電話番号：045-270-5257